平成２４年（フ）第５２３号
大阪府大阪市住之江区南港中４丁目７―22ガーデンハイツ816号　杉原朗子方、開始決定時の住所大阪府岸和田市宮本町10番12号
破産者　安井　清賢
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
神戸市灘区摩耶海岸通１丁目１番５―407号
破産者　畠中　英秋
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９６号
神戸市北区花山東町１番７―404号、従前の住所神戸市北区緑町２丁目３番20号
破産者　畠中英比古
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１４号
神戸市長田区房王寺町３丁目４番３―605号、開始決定時の住所神戸市兵庫区里山町653番地の49
破産者　明穂　雅司（旧姓田中）
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１号
仙台市青葉区中山８丁目13番１―107号、申立時の住所盛岡市前九年３丁目11番54号
破産者　坂本　真一
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２６号
群馬県前橋市朝倉町４丁目１番地43，開始決定時の住所群馬県前橋市下大島町992番地３
破産者　杉岡　裕二
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５９号
群馬県前橋市富士見町小暮414番地３
破産者　林　　秀夫
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
群馬県前橋市石倉町１丁目16番地２
破産者　高橋　　渉
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２６６６号
横浜市南区永田北３丁目19番24号　ハイツ356第５―202号
破産者　川井　光隆
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４６１号
神奈川県鎌倉市玉縄４丁目258番地８（住民票上の住所）
破産者　本村　典子（旧姓青木）
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７７号
神奈川県藤沢市善行団地１番１―401号
破産者　小澤　房男
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８号
神奈川県小田原市扇町３丁目26番15号　モカール足柄201号
破産者　菊間　一光
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６２号
神奈川県伊勢原市板戸521番地の２　サンライズコーポ６号
破産者　佐々木好美
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４９号
静岡県沼津市中原町１番21号、前住所静岡県沼津市大岡1548番地の１　コーポラス大岡303号
破産者　山田　哲也
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
静岡県富士市富士見台２丁目５番地　市営住宅富士見台団地11―104号、開始決定時の住所静岡県富士市中之郷1299番地の１
破産者　廣岡　正明
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２８号
静岡県富士市境51番地の25
破産者　髙橋　雄一
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２６０号
静岡県富士市久沢２丁目８―16、住民票上の住所静岡県富士市吉原５丁目１番１―210号エンゼルハイム吉原、前々住所静岡県富士市浜田町６番地
破産者　原田電気工事こと　原田　真也
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２８号
奈良県橿原市五井町86番地の８
破産者　籔原　　登
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
奈良市法蓮町234番地の１　新大宮シティーパル305号
破産者　松田　慶一
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所